

御意見及び内閣府の考え方

| 番号 | 御意見概要 | 内閣府の考え方 |
|----|---|---|
| 1 | <p>「契約に関するガイドライン」改正案について、事業契約締結にあたっての「経済社会情勢の変化を勘案し」た「適正な積算」において、積算時から入札公告時までの物価上昇額を客観的指標に基づき入札価格に反映する旨の明記を希望する。</p> <p>あわせて、入札後において物価スライド額の算定の基準日を提案（入札）時点とすることが望ましい旨の明記を希望する。</p> | <p>物価変動への対応については、令和5年3月の第33回PFI推進委員会計画部会参考資料2に記載のとおり、引き続きヒアリング等を通じて実態把握に努め、対応を検討していくこととしており、頂いた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」改正案について、「地域活性化の視点を踏まえ」という主旨に鑑み、定量的な経済的側面のみならず、「地域への技術移転」「地元人材の育成」「災害時協力」等、地域活性化における総合的な評価を促す例示の追記を希望する。</p> <p>あわせて、「一定金額以上の業務発注」の文言の削除を希望する。</p> | <p>地域企業への一定金額以上の業務の発注を含むこれらの内容については、令和元年11月の第19回PFI推進委員会計画部会資料2に記載のとおり、当室が把握している地方公共団体の取組の内容を踏まえた例示であり、これらの評価項目に限定しているわけではございません。また、今後、地域経済社会への貢献など多様な効果の評価について検討していくこととしており、頂いた御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> |
| 3 | <p>「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」改正案について、管理者等による変</p> | <p>変更提案に伴い必要としている書類の作成が、運営権者にとって過度な負担にならないよう、12-2の2</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>更提案の発意又は実施に伴って、運営権者が12-2. 2-1(4)に記載の書類を作成・提出することは、運営権者への過度な業務負担・費用負担となるため、管理者等と運営権者との間での十分な協議及び合意形成を行う等、記載内容の変更を希望する。</p> <p>加えて、運営権者の変更提案についても、「事前に協議しておくことが望ましい」との記載を、「事前に協議・合意が必要となる(又は求められる)」等、積極的に協議・合意の場を設ける旨の記載を希望する。</p> | <p>ー1.(5)において「管理者等は、運営権者が円滑に提案を行うことができるように、運営権者に対し、関係する情報の開示等に努めるものとする」と定めています。</p> <p>また、事前の協議や合意はPFI法第19条の2に定められた手続ではないことから、これらを行うことを義務付けることは望ましくありませんが、円滑な変更提案手続の実施のためには、事前の協議を行うことは望ましいという趣旨で記載したものです。頂いた御意見については、今後の実施方針の変更手続の活用実態等も踏まえた見直しの検討に際して、参考にさせていただきます。</p> |
| 4 | <p>「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」改正案について、12-2. 2-1(7)の「当該実施方針の変更を行うべきではないと管理者等が判断する場合」に関して、記載された例示内容の変更、また「その旨及びその理由」に「客観的・合理的な理由及び関連する情報を運営権者に開示する」旨の追記を希望する。</p> | <p>12-2の2-1.(8)に「その旨及びその理由」の具体的な内容として「客観的・合理的な理由及び関連する情報を運営権者に開示する」記載を行うことは、管理者等の過度な負担になる可能性もあることから、慎重に検討を行う必要があると考えていますが、御趣旨を踏まえまして、「管理者等の意図が的確に伝わるように」を追記しました</p> <p>12-2の2-1.(7)に記載の「例えば公共施設等の規模の拡大により行政サービスの質が向上するにもかかわらず、その受け手である地域住民の理解が得られない場合」に関しては、実施方針の変更を行うか</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | <p>否かの判断が地域の実情等を把握している管理者等の裁量に委ねられているところ、当該判断における考慮要素の一つになり得る具体的な例として記載しています。</p> <p>頂いた御意見については、今後の実施方針の変更手続の活用実態等も踏まえた見直しの検討に際して、参考にさせていただきます。</p> |
| 5 | <p>新旧対照表においては、改正後欄を左側に記載するものではないのか。また、欄内に記載された下線の意味するところを注記したほうがよい。</p> | <p>御意見を踏まえ、欄内に記載された下線の意味するところを明らかにするため、「(傍線部分は改正部分)」を追記しました。改正後欄の記載位置については、第16回民間資金等活用事業推進会議（令和2年7月17日）における資料2-2、2-3などの例を参考にしております。</p> |